

## 埼玉県若者向け総合就職支援サイト広報業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が調った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

本仕様書は、埼玉県（以下「県」という。）が発注する埼玉県若者向け総合就職支援サイト広報業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 第1 本業務の概要

#### 1 委託業務名

埼玉県若者向け総合就職支援サイト広報業務委託仕様書

#### 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）

#### 3 目的

令和8年7月中を目途に開設する「埼玉県若者向け総合就職支援サイト（仮称）」（以下「本サイト」という。）について、本サイトの魅力や利便性を若者に効果的にPRし、学生等の登録・利用を促進することを目的とする。

なお、本サイトの内容は、以下のとおりとする。

- プレ・インターンシップ及びインターンシップ（以下「インターンシップ等」という。）実施情報の周知及び申込み

「AI（あい）たまキャリア」等を通じて企業から提供されるインターンシップ等情報を提供し、学生等はインターンシップ等に直接参加申し込みができる。

- インターンシップ等受入れ企業向けオンラインセミナーの周知及び動画配信  
オンラインセミナーの周知及びセミナー動画のオンデマンド配信等

- 「AI（あい）たまキャリア」における学生等と企業のマッチング支援等  
学生等がアンケートに回答するとAIによる適職診断や最適な業種及び県内企業の提案を受けることができる。

また、提案された企業の会社説明会やインターンシップ等の採用情報を個別にプッシュ通知で受け取ることができる。

- 「ジモト就活プロジェクト」実施事業の周知及び動画配信

メタバースを活用したオンライン企業説明会、オープンカンパニー体験会、高校生向けオンラインセミナーの周知及びセミナー動画のオンデマンド配信等

- 埼玉県企業の情報提供

「埼玉県企業ガイド」（本サイトに統合予定）に登録されている企業情報の提供

## 4 委託業務の内容

### (1) 共通事項

次に掲げる内容を踏まえた広報を実施する。

#### ア 本業務のターゲット

(ア) 地域 埼玉県内・近県

(イ) 対象 10代から20代前半の学生等、埼玉県への就職に関心がある学生等  
県内に事業所を有する企業（以下「県内企業等」という。）

#### イ 広報の内容 ※内容を具体的に企画提案書に記載すること

次の(ア)～(エ)に掲げる内容を踏まえ、下記(2)で作成した動画や(3)で作成したチラシを用いて、SNS ターゲティング広告やアドテクノロジーを活用し、学生等や県内企業等がよく利用する媒体に、効果的に認知度の向上や本サイトへの登録について促進を図ること。

広告を掲出する媒体や時期、期間については、埼玉県と協議の上決定すること。

広報業務実施後は、効果について分析し、県へ報告すること。

(ア) 本サイトが学生等の効率的な就職活動を支援するサイトであることをPRする。

(イ) 学生等や県内企業等が本サイトを利用したいと思うようなアイデアを盛り込み、実際に本サイトに誘導して利用・登録を促進する。

(ウ) 学生等のトレンドや県内企業等のニーズに合わせ、関心を引くような面白味のある内容としながらも、通年で使用できるものとする。

(エ) 学生等・県内企業等がよく利用する媒体と特性を理解し、その媒体でPR効果を十分に発揮するものとする。

(オ) 次の事項を含む成果物をとらないよう十分注意する。

- ・公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・誹謗中傷を含むもの
- ・わいせつな内容を含むもの
- ・業務上知り得た秘密や個人情報に関するもの
- ・政治性のあるものや選挙に関係するもの
- ・宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・その他社会通念に照らして県が不相当と認めるもの

#### ウ KPIの設定

本サイトへの登録意欲を高め、本サイトの利用促進を図るため、本サイトのPRを通じて情報発信強化を図る目的から、以下項目に関する参考値を基に、高い目標設定を求める。

(ア) ターゲティング広告

- ・インスタグラム、X、LINEのターゲット広告6か月  
3媒体合計で1月当たり24,500回表示  
クリック数1月当たり4,900回

(イ) 本サイト閲覧者・登録数（登録者数については、前年度登録者数との合算可）

- ・閲覧者数 24万人以上
- ・登録数 学生等：1万人以上  
企業：3千社以上

## (2) 動画制作・公開

### ア 制作動画の条件

- (ア) 様々な媒体で掲出が可能な汎用性がある動画とする。
- (イ) 動画はターゲティング広告に使用することを踏まえ、通常版（HPやYouTube向け）及びダイジェスト版（ウェブ広告やSNS向け）を制作するものとする。
- (ウ) モデル等の出演者を起用して撮影・制作を行う場合は、事前に埼玉県と協議の上決定すること。
- (エ) 撮影に入る前にイメージ画像や絵コンテで動画の全体イメージを示すこと
- (オ) 動画の内容にふさわしいタイトルをつけること。
- (カ) 動画の使用期限は、無期限とする。
- (キ) 動画の標準ファイルは以下のとおりとし、4（2）オで掲載可能なものとする  
こと。
  - ・データ形式：MPEG AVC形式（mp4）
  - ・縦横比：16：9（アスペクト比）
  - ・画質：1920×1080px以上
  - ・尺：目安として通常版 30秒、ダイジェスト版 15秒

### イ 撮影

企画に基づき、適宜動画の制作に必要な映像の撮影を行う。次の内容は、委託業務に含むものとする。

- (ア) 資料及び素材の収集
- (イ) 肖像権や著作権について必要な手続
- (ウ) 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請
- (エ) 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担
- (オ) 撮影に使用する機材及び消耗品等の費用の負担

### ウ 編集・校正

- (ア) 作成、撮影した映像の加工、編集、BGM、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。
- (イ) 使用する画像、写真、映像等は原則本業務において新規作成、撮影したものとするが、協議の上、委託者及び受託者が所有する写真等又は他者から提供を受けた写真等を使用することを認める。ただし、他者から提供を受ける際に生じる権利上の手続き等は受託者において行うこと。

- (ウ) BGMとして使用する素材の使用については、著作権上の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。
- (エ) 編集した動画案制作後の校正は、原則1本につき2回以上行うものとする。

#### エ 修正

- (ア) 受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態となるまで対応すること。
- (イ) 埼玉県からの要望に基づき、動画の収録時間や縮尺、ファイル形式等の変更に柔軟に対応すること。

#### オ 公開

- (ア) 公開対象動画（5本）
- ・本サイトPR動画（令和8年度に本仕様書に基づき作成するもの）
  - ・AI（あい）たまキャリアPR動画（令和7年度作成済4本）
- (イ) 用途 ※戦略的な公開方法について内容を具体的に企画提案書に記載すること
- ・ホームページやウェブ広告への掲出
  - ・YouTubeや各種SNSでの配信

#### (3) チラシ作成・配送

- ア 学生等・県内企業等の本サイト利用・登録を促すチラシをそれぞれ作成する。
- イ チラシの作成枚数は、次のとおりとする。
- 学 生 等：15万枚  
県内企業等：5万枚
- ウ チラシは次の箇所への配布を予定するが、詳細は県が指示する。
- 学生向けチラシ：県内高校193校、県・近郊都府県大学等284校  
企業向けチラシ：関係機関・経済団体・企業等100事業所

#### (4) 販促品作成

- 学生等の本サイト利用・登録を促す販促品を作成する。
- 販促品は学生等が受け取りやすく、かつ、ある程度の期間において使用が見込まれるものとする。
- 本サイトの認知度を高め、学生等に訴求する販促品について、具体的に企画提案書に記載すること。

### 5 成果物の納品

受託者は、成果物を委託者へ提出するものとし、提出方法は下記のとおりとする。なお、成果物は納品日の一週間前までに埼玉県の確認を受けること。

#### (1) 成果物

- ア 動画、チラシ、販促品とする。
- なお、動画については、mp4のファイル形式で納品すること。なお、納品する動画の画質はフルHD以上とすること。
- イ 納品方法は、埼玉県との協議により決定する。

(2) 納品場所

埼玉県産業労働部就業支援課

ただし、チラシについては、埼玉県が指定する場所に配送すること。

(3) 納品期限

令和8年7月17日（金）

成果物それぞれの詳細な納品期限は県と協議して決定すること。

6 成果物に関する権利の帰属

(1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、BGM等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

(3) 本業務の成果物等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、原則として全て埼玉県に帰属するものとする。

(4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

7 留意事項

(1) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、埼玉県と連携を密にしなければならない。

(2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。

(3) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 受託者は、本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。

(6) 受託者は、本業務終了後引継を適切に行うとともに、埼玉県にデータを提供する。

(7) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。